



千葉県建築士会相談員による無料相談

こんな時は「千葉県建築士会相談員による無料相談」をご利用ください。

市と一般社団法人千葉県建築士会（鎌ヶ谷支部）（以下「建築士会」という。）は空家等の利活用等の対策に関する相談業務について協定を結びました。

内容

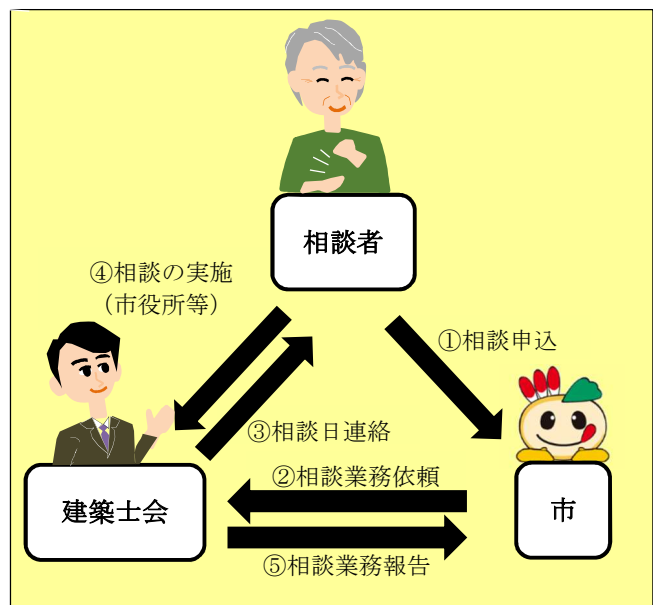
- 空家等の耐震や改修に関する相談
- 空家の利活用の相談
- 無料相談回数は原則1物件に対し1回（30分が目安）です
2回目以降はお問い合わせください

対象者

市内に空家を所有している方及び
その親族

相談の流れ

- ①相談者が市役所の担当課で相談の申し込みを行う。
- ②市役所から建築士会に相談業務を依頼する。
- ③建築士会相談員から相談申込者に相談日を連絡する。
- ④相談業務を実施する。
- ⑤建築士会相談員が相談内容を市に報告する。



申し込みについて

相談を希望する方は、「空家等に関する相談業務について」をお読みの上、「空家等に関する相談申込兼情報提供同意書」に必要事項を記入し、建築住宅課住宅係へ提出して下さい。

お問い合わせ
(お申込み先)



鎌ヶ谷市役所
電話

都市建設部 建築住宅課 住宅係
047-445-1472 (直通)
047-445-1141 (内線498)